

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和四十八年五月十五日

鳥取県条例第二十六号

## 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

◆規則  
◆条例  
鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例  
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

**鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例  
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則**

告示

国民健康法による登録があつたものとみなされ  
牛の流行性感冒予防注射の実施

## 保安林の指定の解除

## 建設業許可申請書等閲覧規則の一部改正

## 容 土地区画整理法による仮換地についての通知の書類の内

## 土地区画整理法による換地処分

## 争議行為を行なう旨の通知の受理

列条

る。

第十九条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条中「知事が別に」を「規則で」に改める。

第二条第一項中「輸送施設」の下に「（附帶用地及び安全施設を含む。）」を、「維持運営計画」の下に「（公害の防止及び第八条の規定による物件の除去に係る計画を含む。）」を加える。

第四条第一項中「甲種漁港施設」を「公共空地及び甲種漁港施設」に改め、同項ただし書中「別に」を削り、同条第四項中「規定により同項の」を削る。

第十一條に後段として次のように加える。

この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。

第十一條に次の二項を加える。

2 知事は、前項後段の輸送施設を指定し、又はこれを廃止しようとする

上苑は、あらかじめ、公示しなければならないうな。

第十二條第一項中「航路」を「水域施設」て改める。

第十七条各号列記以外の部分中「二千円以下」を「一円以下」に改め

別表の表を次のように改める。

占用施設	単位	金額
甲種漁港施設（水域施設を除く。）	十平方メートル当たり一日につき	
		二円

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規則

### 鳥取県規則第三十八号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第三十七号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

規則第四十六号の一部を次のように改正する。

第五条中「四パーセント」を「三・七五パーセント」に改める。

#### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### （施行期日）

（経過措置）

2 この規則施行の際に改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第三十八号

鳥取県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県漁港管理条例施行規則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「別に」を削る。

第七条及び第四号様式中「第十一條」を「第十一條第一項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

鳥取県告示第三百三十四号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、  
鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定  
により告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗

- 四 調査の対象となる期間  
毎年、前年の四月一日から調査年の三月三十一日まで又はこの期間を  
最も多く含む調査事業所の事業年度若しくは営業年度の期間とする。
- 五 調査期日  
毎年、七月一日現在で行なう。

六 調査の方法

知事が市町村に置く調査員を通じて行なうものとし、調査員が配布す  
る調査票に申告者が所定事項を記入する。ただし、一部の調査事業所に  
ついては、知事が直接郵送調査を行なう。

七 市町村長に対する事務の委任

この調査の事務のうち、調査員の指揮監督並びに調査票の収集及び審  
査は、各市町村長に委任して行なう。

八 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査事業所の所在する市町村の長を経由して、  
別に定める方法によつて抽出したもの（以下「調査事業所」という。）  
について行なう。

九 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

鳥取県告示第三百三十五号

- 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の  
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業  
剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規  
定により、次のとおり告示する。
- (1) 事業所の名称  
(2) 事業所の所在地  
(3) 事業内容  
(4) 従業者数  
(5) 損益計算及び営業費用の内訳  
(6) 年間設備投資及び建設仮勘定の増減額  
(7) 棚卸資産在庫額

(第三種郵便物認可) 昭和48年5月15日 火曜日

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十八年六月五日から九月三十日まで

牛流行熱不活化ワクチン筋肉内注射二回接種

注射の方法

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国葉第二七五号	龍原 徹	昭和四十八年四月二十三日
鳥国医第一、七五七号	高田 晃平	"
鳥国医第一、七五八号	松永 央	"

**鳥取県告示第三百三十七号**  
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十八年五月十五日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第三百三十六号**  
 家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感冒予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡国府町大字松尾字ツボミ谷二六〇の二、字乙甫谷二五九の二、二五八の三
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 砂防設備敷地とするため

**鳥取県告示第三百三十八号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的  
牛の流行性感冒発生予防のため
- 二 実施する区域  
県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
乳牛
- 四 実施の期日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道敷地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第三百三十九号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二八の一、字瓢箪山七一九の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道敷地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 林道敷地とするため  
水源のかん養
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 一 解除の理由  
林道敷地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百四十号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字広畑ケノ一

八〇三ノ一、八〇三ノ二、八〇三ノ六、八〇三ノ八、八〇三ノ五一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道敷地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五四の一、一八五六の一、一八五六の二、一八五八の一、一八五八の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第三百四十二号

建設業許可申請書等閲覧規則（昭和四十七年四月鳥取県告示第一百五十七号）の一部を次のように改正する。

### 鳥取県告示第三百四十三号

次の表の上欄に掲げる者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地の指定について、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定による通知の書類を送付したところ、その受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の内容を同表下欄のとおり告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗

氏名		住所		書類の送付を受けるべき者	
仲田	シノ	米子市加茂町二丁目八七番地			
<b>米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業施行地区内の借地に対し、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定により、次のとおり他の宅地についての仮換地を指定します。</b>					
加茂町二丁目	八六	申告又は登記権利地積	仮換地となるべき土地に存する借地	街區番号	書類の内容
五〇・九九	五〇・九九	基準権利地積	地番	符号	内 容
平方メートル	平方メートル	符号	地番	地積	
一九	一九	四一	四一	一九	一九
④	④	一九	一九	一九	一九

第三条中「国民の祝日」を「国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年五月十五日から施行する。

## 鳥取県告示第三百四十四号

## 鳥取県告示第三百四十四号

米子駅裏土地区画整理事業施行区域の宅地について、昭和四十八年五月一日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百九号）第一百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十八年五月十五日

次のとおり告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 二・三・五停車場川下線  
事業施行期間

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ  
き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

昭和四十八年五月十五日から昭和五十一年三月三十一日まで

## 注

一 他の宅地の仮換地として指定された土地の区域については、別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」から使用し、又は収益することができます。

二 この通知書記載の他の宅地についての仮換地の地積は、確定測量の結果差異を生ずることがあります。

三 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四条の規定により建設大臣に対し審査請求をすることができます。

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知します。

仮換地の指定の効力発生の日  
昭和四十八年三月十五日

昭和四十八年三月十五日

八七	(@)	四五・〇〇	四五・〇〇	一九	(@)	一七平方メートル
九五・九九	平方米メートル	九五・九九	平方米メートル	五八	平方メートル	五八

四 事業地  
鳥取市南町、寿町、新品治町、西品治、相生町二丁目及び相生町四丁  
目地内

鳥取県告示第三百四十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、森脇病院労働組合執行委員長平木節子から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 事件

昭和四十八年賃金引上げの要求に関する件

二 日時

昭和四十八年五月二十三日午前八時三十分からこの事件が解決する日

まで

三 場所

森脇病院に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取駅）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。